

9月19日以降のイベント開催の目安について

1 イベント等開催の目安

下記「(1)人数上限」及び「(2)収容率要件」のいずれか少ない人数を限度とする。

(1) 人数上限の目安

収容定員	5,000人又は収容定員の50%のいずれか多い人数を上限	5,000人を上限
設定されている場合	別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙2「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合	別紙1及び別紙2に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合
設定されていない場合	(2)収容率の目安のア及びイにおける収容定員が設定されていない場合の例による	

(2) 収容率の目安

ア 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

<p>次の全てを満たす場合に限り収容率の上限を100%とする</p> <p>① 当該イベントの出演者等による類似のイベントの実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。</p> <p>なお、この要件に該当することについて、イベント主催者は、過去の実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、次のイにより取り扱うこと。</p> <p>② マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1及び別紙2）が徹底されること。</p> <p>③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。</p>	具体的な事例等	
	参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができ、感染防止策の徹底を前提	
	↓	
	① 収容定員までの参加人数とする。 ② 具体的には、別紙3の例示を参考	
	参加者が自由に移動できるが、入退場や区域内の適切な行動確保ができ、感染防止策の徹底を前提	
	↓	
収容定員の設定あり	収容定員の設定なし	
収容定員までの参加人数	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける	
具体的には、別紙3の例示を参考		
参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベント		
↓		
後記2地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等による		

イ 大声での歓声、声援等が想定される場合等

	具体的な事例等	
参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる	収容定員の50%を超えることもあり ① 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けること ② 同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない ③ 別紙3の例示を参考とする	
参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる	収容定員が設定されている	収容定員が設定されていない
	収容定員の50%まで	十分な人と人との間隔（1m）を要する
	別紙3の例示を参考とする	
参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない	後記2地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等による	

※別紙1及び別紙2に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、従前の目安による。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

(1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの	① 引き続き、中止を含めて慎重に検討すること ② 十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該、間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。	全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェスティバル等
(2) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるもの	① 人数制限が撤廃されている ② 感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、3密回避、十分な人と人との間隔（1m）の確保、行事の前後における3密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等） ③ 開催前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行う	地域の行事 地域で行われる祭り等

9月19日以降のイベント開催の目安について

1 イベント等開催の目安

人数上限及び収容率要件のいずれか少ない人数を限度とする。

(1) 人数上限の目安

ア 収容定員が設定されている場合

- ① 別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙2「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか多い人数」を上限とする
- ② 別紙1及び別紙2に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする

イ 収容定員が設定されていない場合の扱いは、後記(2)のア及びイにおける収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率の目安

ア 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ① これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。
なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イのとおり取り扱うこと。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1及び別紙2）の徹底が行われること。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

※ 具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙3「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示を参考とすること。

（参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間

隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙3の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記2によることとする。

イ 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記アに該当しないイベントは、イの収容率の目安を適用する。

※ 具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙3の例示を参考とすること。

なお、別紙1及び別紙2に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、9月18日までの目安によること。

（参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、1）収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2）収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。具体的には別紙3の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記2によることとする。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。

(1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該、間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

(2) 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔（1m）の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り込まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ① **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ② **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保
- ③ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（検温の実施、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ④ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進等の具体的措置を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ⑤ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備（人員を配置する等）スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ⑥ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
 - ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気、休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
 - ・入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ⑦ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ⑧ **イベント前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進

※イベント等におけるクラスターの発生があった場合、県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等 (収容率100%で開催するための前提)		
①	マスク着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める)
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) の奨励
⑪	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起
(3) イベント開催の共通の前提		
⑪	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／
想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、舞伎、組踊、邦舞等	キャラクターショー、親子会公演、等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用する
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する	

（注）

- ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。